

1. 件名：高浜発電所1号炉及び2号炉の減容したバーナブルポイズンの保管場所変更に伴う原子炉施設保安規定変更認可申請に関する事業者ヒアリング
2. 日時：令和5年6月1日（木） 10時36分～12時17分
3. 場所：原子力規制庁 9階A会議室（※一部TV会議システムによる出席）
4. 出席者（※・・Web会議システムによる出席）

原子力規制庁

原子力規制部審査グループ

実用炉審査部門

戸ヶ崎安全規制調整官、寺野管理官補佐※、福原管理官補佐、
宮嶋安全審査官、黒住審査チーム員

関西電力株式会社

原子力事業本部 原子力発電部門 燃料保全グループ チーフマネジャー他12名

5. 自動文字起こし結果
別紙のとおり

※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

6. その他

提出資料：

- ・高浜発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書審査資料【高浜発電所1号炉及び2号炉の減容したバーナブルポイズンの保管場所変更に伴う変更】

以上

時間	自動文字起こし結果
0:00:00	はい、衛藤原子力規制庁野見山です。本日は関西電力高浜発電所保安規定の認可申請、原因者バーナブルポイズン保管場所変更。
0:00:10	についての第2回目のヒアリングとなります。それでは、提出いただいた資料に基づきまして、関西電力さんの方から説明をお願いいたします。
0:00:22	河成電力の西川です。本日よろしくお願いします。
0:00:27	先日の会合、5月23日行われましたコメント対応ということで、まず資料の方をさしていただきたいと思えます。
0:00:36	資料は、コメント管理表のものと、もう1節が5月26日の高浜発電所審査資料というところの二つの資料になります。
0:00:47	それではですね、早速ですけどコメント回答ほぼさせていただきたいと思っておりますが、コメントナンバーのところの7番から始まるというところなんですけど、1件一葉の形で、
0:01:01	コメント対応させていただいてまた、コメントいただくとなんな形の進め方でよろしいでしょうか。
0:01:09	はい、規制庁ミヤジマですそのような、お願いいたします。
0:01:14	はい、承知しました。それでは所管の方から説明の方させていただきますので、
0:01:19	県庁の形で進めさせていただきます。よろしくお願いします。
0:01:25	関西電力、西浦です。
0:01:27	それでは
0:01:29	コメントで管理所ならば、
0:01:32	ですけども、
0:01:35	ええ、金曜日、運搬スルー作業、線量率は計画する。
0:01:41	が、ちょっと説明し、読めないんですね。
0:01:46	ええ。
0:01:50	補足して、充足しておりますので、該当箇所を
0:01:54	確認させています。
0:01:56	別途、
0:01:58	重要。
0:02:01	右肩、1、
0:02:03	と記載が、
0:02:05	最新版、
0:02:14	今日、

0:02:16	この中段の表の下、こうして管理活動。
0:02:20	もう実施内容として、
0:02:23	線量率、
0:02:24	ということで、記載してありまして注釈振っておりますけれども、
0:02:29	この線量率はですね、想定、
0:02:33	を超えないことの確認ということで
0:02:38	絵が計画に織り込んで、
0:02:41	ページ 74 ページ。
0:02:48	こちらも会合で
0:02:51	明記する等ありましたと。
0:02:55	上の文章 6 表の上の文章の 3 段落目、
0:02:59	のところを、表 1 の左下の補足説明。
0:03:04	選定容器の線量率測定。
0:03:07	表面、あと 1 メートルについて計画していく。
0:03:10	いうことを記載。
0:03:15	それから、77 ページ、これは先ほどのPowerPointの増と同じもので、
0:03:24	77 ページの、
0:03:29	括弧して、
0:03:30	括弧、(2)の方。
0:03:33	終わり本番用。
0:03:35	医療機器の整備。
0:03:38	及び 5000tって、
0:03:40	0
0:03:42	欄外の注釈 2 として、
0:03:46	先ほどからほぼ記載を、
0:03:48	おります。
0:03:50	ヤマダのに関してはイイダです。
0:04:02	まず、続けて、そう。わかりました。
0:04:05	ただコメントの方をつきですね。
0:04:09	8 番ですけれども、8 番と 9 番。
0:04:13	同じ資料になりますということで、
0:04:16	合わせてご説明させていただきます。
0:04:22	まず、8 番ですけれども、今回の本番がですね、その主体が、
0:04:29	原子燃料課長。
0:04:31	クドウ、明確に、
0:04:33	補足説明資料にしました。

0:04:35	いうことと、
0:04:38	日金曜日Pの運搬に関する放射線安全上の措置。
0:04:43	この役割分担、下部規定での推定。
0:04:46	基準。
0:04:48	このあたりを附属説明資料に示すと。
0:04:52	して、これら両者をですね、
0:04:55	ページ 8081 の、
0:05:01	右上参考 3 と別で行っていただき、
0:05:06	それは 80 ページを
0:05:12	すごくいいです。
0:05:13	もう現用BPの運搬については、取り扱う個人の線量率思いまして、1号及び2号からBでツジ保管庫までの運搬経路を一時的に管理区域に設定して、
0:05:26	運搬する際の向後加瀬学校です。
0:05:32	保安規定 100 条 2 の第 7 項をですね、これ下に 7 枠練って示しておりますけども、
0:05:39	これとですね、社内標準、
0:05:42	下部規定の規定に従いまして、
0:05:46	実施いたします。
0:05:48	なおですね、ここを管理区域外で運搬する場合の規定を 100 条に、第 5 項、第 6 項、
0:05:55	謄本が同等の措置を実施する。
0:05:59	いうことを、
0:06:01	右の欄で説明するものでございます。
0:06:07	次の 7 についてはまた別のコメントの防災に。
0:06:12	それから 7 本の方、抜粋。
0:06:16	そしてその下にですね、今回、
0:06:20	高室長はですね、流動作業。
0:06:24	移動作業を実施する責任課で所管を示しまして、ゲームBPの場合に関しては、原子燃料課長。
0:06:31	思います。
0:06:33	それでは、81 ページ。
0:06:39	左に
0:06:40	本気で 100 条に、5 個、
0:06:43	ブロックを示しまして右に、現品運搬時の放射性反省確保、
0:06:52	各規定について、
0:06:54	規定状況等を示しております。

0:06:58	磯田の左の後、(1)ですけれども、これ
0:07:05	これ提供する容器に封入してする。
0:07:09	にですね、今回、
0:07:12	設計及び工事計画が、
0:07:15	議会いただきました。
0:07:18	うん。
0:07:19	内容でですね製作された、
0:07:22	運搬よ。
0:07:24	2Pが収納封入してですね、今般、
0:07:29	それから、左(2)ですけれども、オンダば中に移動て止まった転落防 止、
0:07:36	を講じること。
0:07:39	エミの方ですけれども、
0:07:41	黒線管理業務所の、
0:07:44	ここでも、角田室長はという主語ですけれども、今回は、原子力はちよっ とその原子年度課長は、
0:07:52	この報告書に基づきまして、
0:07:57	車両物検査して、10月中の検討、寺子防止する措置を、
0:08:03	という規定に基づきまして、
0:08:06	これ(3)、
0:08:09	法令に定める危険と混載しない。
0:08:12	これについても同様でございます、
0:08:15	明石町の場合は原子力副課長がですね、
0:08:20	来てると。
0:08:21	これ多分、そこ最新ということを、
0:08:26	それから(4)ですけれども、これは大上さんの表紙旧法容器と、
0:08:31	うん。
0:08:32	つける。
0:08:33	右ですけれども、これはほぼ保守業務所則によります。作業計画、
0:08:41	具体的な作業計画書ですね。
0:08:43	この内容を織り込んでB、C、
0:08:48	いうもので、
0:08:50	から(5)。
0:08:51	これは運搬経路、標識、
0:08:54	から見張り人を1ヶ所にはいい。
0:08:57	これらもですね。

0:09:00	100 同様ですけれども作業計画書の中で、
0:09:04	計画して実施。
0:09:07	(6)ですけれども、車両を徐行させる。
0:09:11	で、
0:09:12	こちらについても作業計画書の方で、
0:09:15	計画して、
0:09:19	それから(7)。
0:09:20	核燃料物質等の取り扱い、監視相当の知識経験を有する者を同行させ、
0:09:28	保安に改めいかんとヒダカんところ、
0:09:32	ございましてこれについても、作業計画書の中で、
0:09:38	下って実施。
0:09:42	それから、次の行ですけれども、
0:09:45	これちょっとこれまで話した。
0:09:48	社内規定と対応とちょっと出資変わって参りますが、
0:09:54	6号はですね、
0:09:59	管理区域外運搬時の線量当量率と、表面汚染密度、
0:10:05	報告中、
0:10:08	それぞれ、
0:10:10	基準。
0:10:12	出してないんですね。
0:10:14	今回の場合はこれについてですね、まず、線量率については、先ほどコメント7番にありましたように、
0:10:25	一時的な管理区域の設定の計画の中で、実施
0:10:31	それから、表面密度の
0:10:35	上限 10 分の 1 ということに関しての確認ということに関しては、
0:10:39	100 条に 7 個。
0:10:43	でもってですね。
0:10:49	こちらが
0:10:52	全会計のコメント 8 番、9 番に対しての方、追加資料。
0:10:58	トピック。
0:11:01	それでは、
0:11:02	ミツイの方、コメント 10 番、うん。
0:11:06	施設工認審査で示した法規定第 107 条、
0:11:11	管理区域内における特別
0:11:14	を不要とするという資料方法。

0:11:23	出てくる、83 ページと 84 ページ。
0:11:26	に、追加しております。
0:11:29	83 ページの
0:11:32	この部分ですけれども、
0:11:34	MVP分配の表面の線量率は約 1.6、一部は
0:11:42	して、この線量、
0:11:44	ありますと。
0:11:46	170
0:11:48	の方。
0:11:49	できようと、こういうことなのですが、
0:11:52	この作業においてはですね、
0:11:55	おっしゃった作業側で、放射線管理専任者と、
0:12:00	当社でも放射線管理会が立ち会っておりますし、こちらの方の資料に書いてありますよね。計画の中で、歌ったり、
0:12:11	当日のミーティングでも確認して、管理、
0:12:15	方そういう役割で配置するという
0:12:18	不用意にこの 1000、1000 円近づかない。
0:12:22	いう周知を行いまして、今回、
0:12:27	具体的にですね 84 ページのあっせんをしておりますけれども、
0:12:31	ただし書きのところ、
0:12:35	で踏まえて、
0:12:39	さらに特別すると、特別な措置は、
0:12:46	そういった業務の中で、
0:12:49	中核市で実施。
0:12:54	それでは 11 番の方、
0:12:57	ごめん。
0:12:58	過去、SGR、蒸気発生器取りかえ、
0:13:02	Vhrで、原子炉を宇和部%の取りかえの運搬の際、
0:13:08	この間の運搬の際、
0:13:10	一時的管理区域を設定して、運搬した実績について説明する。
0:13:15	いうことで、
0:13:16	資料、
0:13:18	オープン。
0:13:21	と先ほど江藤氏特集で説明をしておりましたけども、ページ 80 ページですね。
0:13:27	80 ページの

0:13:29	文章の方、
0:13:31	2 段落目ですけども、過去の工事である原子炉同様、キーク豚論破時には、保安規定第 100 条の 2、
0:13:39	第 7 項は当時、110、
0:13:43	学校、
0:13:45	社内標準に従い実施しております。
0:13:49	今回の減便は、
0:13:52	蒸気発生器については、当然こうでした。
0:13:56	ということです。参考 6。
0:13:59	資料を
0:14:01	見て 85 ページ。
0:14:03	方法。
0:14:08	こちらに過去の実績を整理して、
0:14:13	整理しております、今後、下の方になりますけれども、
0:14:17	4 号、第 17 回定期、明後日は、
0:14:21	それから 3 号を、
0:14:23	58 回定検におきまして原子炉容器、
0:14:27	岩田取りかえ工事を実施しておりますこの減少要求アクターに関しては、自主的な管理区域を設定してみましたという実績がございます。
0:14:38	撤去的なことが重要で、
0:14:43	86 ページ。
0:14:45	こちらに当時の範囲っていうのは、
0:14:47	うん。
0:14:49	示しております。
0:14:50	記載は
0:14:52	銀行の方の話、何かと言いますと、この当時は、第 10 次、110 各所、今、112 ですね、7、
0:15:02	記載。
0:15:07	以上、
0:15:09	はい。
0:15:14	ありがとうございました。
0:15:18	私の方からは、
0:15:22	80 ページ、5 ページ。
0:15:29	江藤今 80 ページ出してもらってる。
0:15:32	が、保安規定の、
0:15:35	100 条の 2 の、

0:15:38	第 7 項、
0:15:40	第 7 項を出してもらっていますけれども、
0:15:43	この条文は、あくまでもその主語が放射線管理課長であって、
0:15:49	管理区域内で、第 106 条の 1 個(1)に定める区域に放射性固体廃棄物利用する場合、
0:15:57	となっていて、
0:15:59	各課室長ここで原子力課長なんですけれども、
0:16:03	あくまでもこれ関節痛に間接的に元信用課長が、
0:16:09	いや、やることは、読めなくはないかなと思ってますが、ここで定めているので、あくまでも、
0:16:16	放射線管理課長の
0:16:19	責務について定めているんじゃないかなと思っています。で、
0:16:24	これを
0:16:26	例えば、原子燃料課長が行う業務の
0:16:30	ポンプとしても出てくるのが正しいのかなという疑問があるんですけども。
0:16:35	これはちょっと説明いただきます。松井。
0:16:48	うん。
0:16:50	関西電力のカミイチです。今のご質問、7 項につきまして交換課長が主語となって今回、原子燃料課長の部分がちょっと間接的な表現になっていると。これは
0:17:05	運搬に係る税務面の全体的な流れを分けて記載してございます。
0:17:12	この下に社内標準がございまして、そちらの方で、各課室長は、放射性物質を移動する場合は
0:17:24	表面物等 10 分の 1 を超えていないことを確認すると、旧社内標準の方で明確化していると、そういう状況。
0:17:39	最近、
0:17:41	越冬
0:17:42	後の保安系、100 条の 2 の第 7 項は確かに放射線管理課長は、今、規定のその条文でございます。
0:17:53	一方でですねこれまでいろいろ、先ほどの例もお示ししてますけども、時間区域を設定して、運搬するという
0:18:05	時にはですね、この
0:18:07	100 条には、第 7 項、
0:18:10	オオクマ適用して、運搬してきているというのが過去の事例でして、その時に、この各課室長。
0:18:19	が、
0:18:22	760 汚染のない管理区域へ、物品を運搬する。

0:18:28	場合はというところはずっと呼んできているというのがちょっと我々としての考え方。
0:18:35	になっています。
0:18:41	はい。
0:18:41	規制庁宮嶋です。
0:18:43	で、
0:18:45	すみませんこの件でも、またちょっと追加なんですけれども、
0:18:50	今のですと、放射線保安規定上は放射線管理課長が主語になっていて、で、あくまでも社内標準ではこの勝長氏があつてです。
0:19:00	定めてありますよという話です。
0:19:03	もう、
0:19:05	この 106、すいません、これ、ここで呼んでいる 106 条の 1、
0:19:10	第 1 項(1)。
0:19:13	いえ。
0:19:14	これはあくまでも、
0:19:16	これをまた放射線管理課長。
0:19:19	ガッシュ後で、表面汚染機とあつたり、
0:19:23	放射線は、
0:19:24	濃度が、空気中の放射性物質濃度が法令に決める管理区域に係る値を超える恐れのある水。
0:19:33	への運搬ということ。
0:19:35	これは、
0:19:38	汚染の恐れのない管理区域での運搬についての定めが、106 条の确实にあつて、
0:19:47	この間、汚染の恐れのない管理区域の中の運搬、
0:19:51	する際にはつていう読み方で僕今やってるんですけど、これちょっと正しい。
0:20:04	重ねる実習、
0:20:09	そういう意味では、
0:20:14	ただ、正しいと。
0:20:16	考えておりました、あと、
0:20:19	参考にですね、116 条、
0:20:22	にもですね。
0:20:24	復旧、移動の管理の基本事項。
0:20:29	が定められておりました、
0:20:32	116 条の、
0:20:43	あのご理解した、私、はい。

0:20:48	すいません、さらにこの読み方についてなんですけれども、
0:20:52	116 条、
0:20:54	あくまでも、
0:20:55	管理区域外伝播だっけ。
0:20:58	トレイの場合は今回のこの工程でいうと、SG保管庫から会社日本観光に、
0:21:05	送り込む、コンクリートから全部チャンとか返して、
0:21:09	送り込む。
0:21:11	の、
0:21:12	は、116 条で 4 名。
0:21:15	で、一方で、
0:21:17	SFPからSG括弧にPPを送り込むのは、
0:21:24	106 条の 1 で、
0:21:26	ということですよ。
0:21:36	116 条の、
0:21:44	昔は管理区域以外可能とする。
0:21:48	またはですね、戸外はその管理区域内では 5000、その管理区域、
0:21:54	こちらを 4 としたらという話ですけど、私は、同等の規定もありますねと いうことで、お伝えしました。
0:22:07	戻りますとですね、100 条の 2 の、
0:22:11	なかった。
0:22:14	こちらが、
0:22:15	我々考え方としては
0:22:18	放射線科開発部。
0:22:20	取り扱う中で、
0:22:24	全拡大防止と、
0:22:26	いう趣旨でですね。
0:22:30	の取り決めがありまして、
0:22:33	この各市長がその中で、
0:22:36	この
0:22:38	区域を跨ぐ収まる恐れのあるところからおっしゃるのか、ないところ。
0:22:46	移動させる際ですね、
0:22:50	規定を、
0:22:52	いう位置付けかと。
0:22:57	規制庁深山です。はい。
0:23:07	すいませんちょっとここのですね、

0:23:11	116 条とか 106 条とか、等、
0:23:16	195
0:23:17	二郎
0:23:19	太鼓の一時管理区域の設定。
0:23:23	このちょっと改定を動かして確認したいんですけど 3 というのはこの
0:23:29	110 条の第 7 項の 106 条第 1 項そこ一部区域、
0:23:36	2、
0:23:38	移動する場合は小竹と移動する場合はといったところがここの規定が 2、今回当てはまるのかっていう観点でのちょっと確認なんですけど。
0:23:49	まず、
0:23:51	火山汚染の恐れのない区域っていうのは、106 条で、放射線管理課長 が、
0:23:59	区分をするっていうことになってるんですけど、
0:24:04	これはですね、だから、
0:24:08	105 条の 2 の関係でいうと、
0:24:12	このゴコウで、放射線管理課長は、一時的に管理区域を設定解除する 場合には、
0:24:21	今のような確認をします。
0:24:25	ていうふうに書いてあるんですけど。
0:24:27	この一時管理区域の設定についても、
0:24:32	この第 106 条の、
0:24:36	第 1 項に従って、汚染の恐れのない管理区域にまず設定するんです か。
0:24:45	はい。もうその通り。
0:24:47	どうぞ、そこでは、小 1 時管理区域で汚染の恐れのある管理区域を設 定するってこともあるんです。
0:24:59	関西電力、西尾谷津、すみません、ちょっとご質問ですね、高浜線所にも ちょっと確認させていただいてもよろしいでしょうか。
0:25:09	すみません。タカマツでしょう。
0:25:11	一時的な管理区域の設定で、
0:25:16	汚染の恐れがある。いや、今回、その管理区域の中で、それがあるとい うところ、
0:25:26	汚染の中にそういうある区域とない。区域の設定っていうのは、106 条 の 3 のところで、
0:25:35	放射線管理課長が共有するってのは明確なんですけど、今回は、管理 区域ではあるかもしれないけど、1 時管理区域の、
0:25:45	中で、

0:25:47	そういうほんとならその設定 1 時管理区域っていうのは基本的には、多分、汚染の恐れがない、管理区域ですよ。
0:25:56	そこ、だからその 106 条を適用して、1 時管理区域なんですけど、保険の恐れのない管理区域っていう背区分、
0:26:08	金融をやるのかやんかと思っています。
0:26:11	質問。
0:26:14	高村先生もすいません聞こえましたですかね。
0:26:24	関西電力のカミイチですけども、もう今回屋外に一時的な管理区域を設定しますので、こちらの方は、
0:26:33	ご理解の通り、汚染の恐れのない管理区域に必ずなります。
0:26:40	ただし、運用では、屋内では、補正のおそれの間、管理区域とない区域っていうのを設定していますので、
0:26:51	その場合はちょっと違う事例もございますけど、今回僕がいた屋外の運搬という意味では、工専の恐れのない管理区域にしか設定しないと。
0:27:03	そのように、
0:27:05	規制庁とかそういう、この 100 条の 2 の第 7 項で、読めますっていうご説明なので、
0:27:16	この 102 条の 2 の第 7 項というのは、106 条第 1 項の(1)定める区域に移動する場合はって書いてあるので、この区域に設定するのか、工夫するのかっていう観点なんですけど、ですから
0:27:32	本来は、ただ、第一部管理区域の設定と行いますということなんで 105 条の 2 の第 5 項を適用して、その一時管理区域は、
0:27:42	106 条の 1 項に基づいて、汚染の恐れのない区域に区分しますっていう、そういう手続きをやるのかっていうのを、
0:27:53	質問します。
0:27:57	はい。
0:27:59	すいません、タカマツからカドイと申しますけれども、おっしゃる通りでして、一時的に管理区域を設定する場合は、必ず区分も合わせて設計することになりますので、
0:28:09	今回は、
0:28:12	管理区域に設定すると同時に、汚染の恐れのない管理区域として区分をいたします。
0:28:18	はい。規制庁の富樫です。わかりました。それで、先ほどの 100 条の 2 の第 7 項の、この規定に、
0:28:26	繋がるっていうことがまずわかりました。
0:28:29	それと、次の 116 条の説明が、これちょっと、これが適用されるのかされないのかというのがちょっと、
0:28:38	我々もわかんなくて、

0:28:40	この前に区域外に排出する物品って書いてあるんですけど、あと管理区域内で、
0:28:47	汚染の恐れのない管理区域に移動する物品って書いてあるんですけど、まずだから、管理区域内で汚染の恐れのない管理区域に移動するとき、
0:29:00	物品名が該当するんですか。
0:29:14	これからとする方法を考え、
0:29:17	何て言うんですか、放射性と体廃棄物、
0:29:22	もですね、この物品、
0:29:24	もう一つといいますか、
0:29:26	この区域課税、
0:29:28	恐る恐るなる線、恐れのない地域への、
0:29:33	移動に関しての、
0:29:35	こちらから、この 116 条で見れば大きいです。
0:29:40	100 条で見れば、
0:29:47	スピーチを見ますと、そうすると、そのサクライのものが物品に該当すると、照合先日が恒例に定める。
0:29:57	10 分の 1 を超えないことを確認するって書いてあるんですけど、100 条の 2 の第 7 項、
0:30:05	ここでも同じことが書いてあると思うんですけど、二重にかかっているというふうに理解していいんですか。
0:30:14	そうですね。関西営業本部。
0:30:16	でもこっちもナカニシ損で申し訳ないんですけど、だから、現用BPは放射性固体廃棄物としての側面もあるし、ここでいう本品としての側面もあるということなんですか。
0:30:29	同じ質問というかすぐって言うてるのは普通の本とかですね、そそいうのを想定してるんじゃないかと思ってたんですけど、今、106 条の適用されますっていう話だったんで、
0:30:41	この 5 番アビル工事っていうのは、結局金としても、管理としては、扱っているのかなと思ったんですけどそれはどうなんですか。
0:30:53	関西電力に集団です。川添さんすいませんちょっと私の
0:30:58	理解が違っております。それがいいかどうかですが、
0:31:04	燃料を、
0:31:06	取り扱い建屋から出す、ASTERIAの遅延管理区域設定した通り出す。
0:31:13	サインですね。
0:31:14	Pの容器は、100 条ですね。
0:31:19	とらえましてそれ以外の物品があるとしたら、
0:31:23	116 条。

0:31:25	持ってけるかなと思うんですけど、いかがでしょう。
0:31:35	基本的には、放射性廃棄物として扱うのでそこは 100 条。
0:31:47	その他
0:31:48	車両ですとか、
0:31:51	それに付随するものは、廃棄物ではないという扱いなので、それを持ち出す場合には、116 条の物品として扱うと。
0:31:59	いう制限があつてます。すいません、関西電力の福原ですけど、今の話でいくと、集約であるところの減容バーナブルポイズンはあくまで放射性固体廃棄物で読みます。
0:32:12	当然、それに伴っていろんな工具とか、軸類であつたりとか、車両も一緒に移動しますよねっていう。そそいつらは、ここの物品
0:32:24	116 条で読むんですという整理でいいですか。
0:32:30	カドイサノその通りです。
0:32:32	はい。ちょっとここはですねこの審査基準との関係で、ちょっと明確にしておかないと思つてまして、
0:32:41	審査基準の 11 号で、92 条第 1 アノ、
0:32:47	この 11 号の、
0:32:51	後報告ですね、管理区域内で汚染の恐れのないように、物品または核燃料物質を移動する際に交流、
0:33:01	移行するべき事項が定められるということの、物品が該当するんであればこの 11 号の要請も確認する人がありますので、
0:33:13	我々その 9 号ですね、9 号の方に、
0:33:20	この
0:33:21	管理区域内の、
0:33:24	規定がありますので、特に警報の
0:33:27	何年、7 号にも、その管理機から物品、
0:33:36	だから話す際に講ずべき防護が定められていることと二つあるので、この 9 号、9 号の方の方でちょっと我々は考えてたんですけど、
0:33:51	そこらへんですね。だから、
0:33:54	ここの、だから、
0:33:56	搬出する事項がちゃんと書くか。
0:34:01	講じられてることっていうのもあるので、
0:34:05	あとは、
0:34:11	14 号、
0:34:12	14 号が、
0:34:14	この
0:34:16	14 号の 1 歩Ⅲにですね。
0:34:19	放射性固体廃棄物の貯蔵及び保管に係る具体的な管理とし、

0:34:25	並びに運搬に関し、放射性メール確保の措置が定められていくことで、 ここにも、
0:34:33	放射性答え運搬というのがあるので、またここですね、ここは必ず該当 すると思うんですけど、
0:34:40	だからそのさっきの、
0:34:42	結城ボード 9 号のこの物品になるのかどうか。
0:34:47	ページいうのをちょっと明確にしとかなないといけないと思っています。
0:34:54	今のご説明だとあれですか
0:34:58	10、14 号の固体廃棄物の 3 で、
0:35:01	11 号の、
0:35:04	安保小園物品では、
0:35:07	バーナブルポイズン転用要求はそれに該当しない。
0:35:12	9 号のこの管理数値から、
0:35:16	の運搬にも、今回、管理区域の中だから、これも該当しない。
0:35:24	あと物品、物品では物品じゃないからこれは佐伯っていうはい。
0:35:29	ちょっとここでいろんな形の地震作品でいろんなちょっと読めそうもある んで、物品なのかどうかですね。それで、まずそこをちょっと明確にした かったので、
0:35:42	ちょっと今の説明は安齊がわかったんで、ちょっとそこら辺、ちゃんとそ の整理整理をちゃんとされた方がいいんじゃないか。
0:35:52	関西電力藤原です。ただおっしゃる通り、116 条のところからも、審査基 準のところ、どういうふうに関係ないんであれば何で関係ないかとい うところでバーツてしかちょっと示せてないので、
0:36:05	その辺について、関係あるんであれば、変更はあるかないかで、
0:36:11	記載して、
0:36:13	んていうちょっとお作法になっているので、
0:36:15	あるんだけど、変更がないんで今なしという形で貸す、記載させても らってるんだけど、実際はこういうところは関係しますよというような ところでちょっと明示するような、
0:36:26	形でちょっと再度整理したいと思っております。そういう認識でよろしか ったでしょうか。
0:36:32	はい。ちょっと、特に審査基準に、
0:36:36	その小審査基準の何すか、番号 5 ゴトウで整理してしまうと、
0:36:44	この一つの文章の中に、いろんないう事がいろんな確認事項書いてあ るんで、我々もちょっと組みかえしてですね、それでこれがどここの文 書が適用されてどこの文章は提示されないのかとかですね。
0:36:59	あそこなくちょっと分けないと、ちょっと漏れが生じる可能性があるんで、 そこはちょっと詳細に

0:37:07	やってもらった方がいいんじゃないかと思う。
0:37:22	これ、
0:37:24	すごい。
0:37:32	患者さん来ないじゃない。
0:37:34	これ、これじゃない。
0:37:38	むしろ、9-7、これは
0:37:55	各電力の、
0:38:02	106条で、後は、
0:38:04	ないなと思っています。
0:38:13	160、156は物品だよ。
0:38:25	日本、
0:38:28	あ、
0:38:37	そういう中に
0:38:39	あれですね。
0:38:40	今、
0:38:41	11号は、
0:38:46	家になったら、フリートーク書いてあるんで、
0:38:50	核燃料物と頭の中でやってはいるかもしれない。ちょっとそこは、
0:38:56	もう1回確認した方がいいと。
0:38:59	関西電力フジワラですちょっと具体的なちょっとイメージというか回答のイメージなんですけれども、審査、
0:39:08	資料の方の、
0:39:10	ページです。33ページ。
0:39:19	先ほど、
0:39:20	岡崎さんの方からありました。
0:39:24	すいません。
0:39:27	例えば10、11号のところの、ゴコウのところ、116条のところが続いていて、今回、
0:39:35	のところと言うと、
0:39:38	ちょっと整理サイドしますけれども、この物品のところ、該当。
0:39:42	その範疇の中で、
0:39:45	車両とか運搬しますっていうのであれば、条文上変更がないので%なんですけれども、ただし、この
0:39:53	部分の中には車両を含みますとか、そういうふうな記載の方法のイメージなんですけどそういうイメージでよろしくお願ひします。はい。該当する、するんであれば該当するデータただ、

0:40:06	それはもう、保安規定ですでに担保されてるから、今回の変更はないとかですね、そういうのが違う。だから、該当はするんですけど、
0:40:18	今回の保安規定で変更あるかないと。うん。
0:40:22	ていうか、関連するで、できれば該当するんだったら該当する、次、考案規定の条文ですね。
0:40:30	それはちょっと別のところで整理されてもいいと思うんですけど。
0:40:39	必要になります。
0:40:43	回答イメージ理解いたし
0:40:46	どういう整理が必要か、関西電力藤永です修正の修正とか事実整備のところの内容については理解いたしました。
0:40:54	具体的に言いますと例えば、
0:40:57	下ページ 76 ページ、審査資料、すみません、
0:41:03	1 例ですけれども 76 ページの関連条文っていうようなところで挙げているところに関してのところではこれはどれに、要はここで拾っているところも非常に先ほどの 33 ページですとか、ところに、
0:41:18	先ほど土橋さんおっしゃる通り変更はないんだけれども、こういうところの、今の感じで読めるものになってますっていうようなところの追加を実整備設置させていただければいいのかなと思ってんですけどその認識でよろしかったでしょうか。
0:41:33	はい。それで結構。
0:41:37	その上で、先ほどちょっと
0:41:41	80 ページの
0:41:45	はい。
0:41:48	こちらから申し上げ、
0:41:49	この 100 条の 7-2 の第 7 項の規定は放射線管理課長が主語になってるので、あそこ前管理課長がやる事項っていうのも書かれてると思うんですけど、
0:42:02	今、ここだけ言うと、その前提条件として、加来勝町が管理区域内で 160 条第 1 項、
0:42:13	見る管理区域、
0:42:16	区域に放射性固体移動する場合はという前提条件に書かれてるので、本来はこの、この管理企画課長が、
0:42:26	もし何かやる必要があることがあるのであれば、ここ、他のところで、春日区長が何をやるのかっていうのが本来書かれると思うんですけど。
0:42:36	それがですね、ちょっと
0:42:40	中子どうだったんですかって言って、
0:42:45	85 ページも、
0:42:49	80 ページの下のなお書きでは、これは藪田については同じでしたっていう。

0:42:58	86 ページの、
0:43:00	運用されてるんですけど、
0:43:02	この 85 ページの方の蒸気発生器の時は違う規定をなんか引用してるんですけど、
0:43:10	ここがだから、ここの中で関係あるんじゃないかなと思ったんですけど、このときは、
0:43:18	そこをだからどこで読んで読んでたかなんですけど、
0:43:22	各課室長は、
0:43:26	この(3)の
0:43:30	汚染の広がりを防水措置を講じた上で、4 なのか、それとも保管で読んだのか、どこで読んでたのかっていうのをまず、教えてもらいたいのとあと、
0:43:43	その解釈が何で
0:43:46	植わった時に変わったのかですね。
0:43:49	この根拠条文が変わってますよね。
0:43:53	そこらへんのう説明をお願いしたい。
0:44:01	すいません。まずちょっと 2 点目の方の条文が、
0:44:06	蒸気発生器最後 11 条で、次の 100 条願ってるというところのこの間に何がありましたかというところの回答になるんですけどもこちらの方、
0:44:16	平成 12 年頃ですね、原子炉等規制法の方が変更になりまして、その際に、
0:44:25	とともにですね、アメリカの STS とかの内容、
0:44:30	踏まえ、
0:44:31	たりとかですねこの教育の話を保安検査の内容とか追加するっていうことがありましてその際に、ちょっと大幅に保安規定の方は見直しをされているというところが過去経緯としてございます。
0:44:44	というのは実はその辺で
0:44:47	平成 12 年の
0:44:49	を、
0:44:50	の改正に伴ってちょっとか、こういうふうな方向幅が条文の解説というものが行っているというもので、
0:44:58	規制庁の所です。そうするとこの、
0:45:01	平成 12 年の前は、
0:45:06	今の各
0:45:10	第 7 項、
0:45:11	該当する状況がなかったってこと。
0:45:16	そうですねちょっと、
0:45:18	今現状はちょっと

0:45:20	改正の、ちょっと前後表が見えてなくて、医学部の方でもですねちょっと平成 13 年までの改正のところがかちょっと見れてなくてですね。
0:45:31	12 年のとき、どう、どういうふうな、
0:45:34	法令の変更前後表がちょっと見れてないものでちょっと、一概には、事実として言えないってところではあるんですけどもおそらくそういう理解っていうだと認識しております。
0:45:45	規制庁の小杉です。それで、だから、10 平成 12 年の前に適用していた、
0:45:55	*1 の技術っていうのは、今でもありますよね。
0:46:00	素行それを適用しない。だから主蒸気安井の時にはその条文を適用してきて、
0:46:07	住民フジイの後に、あれですね。
0:46:12	記載ぶりが追加されたと思うんですけど、
0:46:16	それにしたがつて、浦部他、
0:46:21	根拠と呼ばれてますけど、
0:46:24	何で蒸気発生器の時に適用した処分、
0:46:29	ていうのはもう適用しなくなったんですか。
0:46:33	監査委員の藤原です。江藤。今のご質問の趣旨としては、なぜ 51 条、今回も読まないのかという質問かと思えますけれども、こちらの方、正確に言いますと、51 条が、加古書きで見ただければわかるかなと思うんですけど、
0:46:49	文字の上のところ放射線性固体廃棄物の管理というところを、
0:46:55	SG、
0:46:56	運搬時には 51 条で定めていましたと。で、新しい、この規定になった際、平成 12 年の時の変更の際にですね、この固体廃棄物の管理というのは 100 条に、丸々打つといたしますか。
0:47:10	そういうところで、変更になっているというところで、ご質問として 51 条読まないのかっていうところに関しては、それを、
0:47:19	変更した上で、100 条今回でいうと 100 条の 2 のところで、同じように見えていますというところも刈り取りなくて、アノトガシタケダ数値ですけどだ。
0:47:30	この 100 条なんだから 686 ページの 100 条で逆になってるところには、同じような規定があったんじゃないか。
0:47:48	いや、
0:47:54	それは専任フジワラです。今のご質問としましては 100 条の括弧弱のところ、
0:48:01	51 条の(3)の
0:48:04	1 項 2 項 3 項 4 項のような内容が書かれているんじゃないかという、質問でよろしかったでしょうか。

0:48:12	町長がちょっと事実確認上がっています。
0:48:20	多分或いはもっと今もあると思うんですけどですね。
0:48:28	採用力のフクハラのちょっとわかりやすい、もう、
0:48:33	これ先ほど平成 12 年に保安規定の大改造があった時に、大幅にその情報の内容とか、記載内容っていうのが、
0:48:45	ブルームアップしてます。
0:48:47	もともとお答えします。この番号をいただいております。もともと 51 条にあったものが、その 100 条の 2、
0:48:57	2 が進行してきてるんですけども、それとともに、内容も大幅に増えています。で、福岡トガサキさんおっしゃられた、この 86 ページですかね
0:49:09	過去の大型廃棄物の運搬事例のこの下に出てくる、51 条。
0:49:15	のところの、ここの、
0:49:18	こういう企業のやつが出てくる訳っていうところ。
0:49:21	に何が書かれてたのか、なんです。それちょっと今調べてますけど、おそらく、この今の 100 条の 2、
0:49:29	現状の 100 条の 2 で出てきます。
0:49:34	品物が別に出てくるんでね、固体廃棄物の例が出てきてますけどもこちら辺の類が明記されていただけなのかなと。
0:49:44	いうふうに私は、すみません、規制庁の所です。逆です。
0:49:48	86 ページの 100 条の逆というところに、
0:49:54	51 条の、
0:49:58	(3)に相当するものが書いてあったんじゃないですかという質問です。
0:50:05	今の浜が書いてあるので書いてあるはずですよ。
0:50:25	関西、
0:50:27	この逆のところの 4 行のところに書かれております。今回なぜそこを読まないのかというところをご趣旨等を理解してまして、それは今回、7 行という形で、
0:50:40	変更になった際にですね、この運搬、一時的な、今回一時的な管理区域を設定して、管理区域内から内に移動させるという際にはこちらの 7 行で読めるようになったのでそちらを適用すると。
0:50:54	というのが現状の整理となっております。
0:50:58	はい。規制庁のトガサキです。そこら辺がちょっとこういうポイントだと思っていてまして、だから
0:51:05	ここの主語がちゃんと明確になってる。例えば、85 ページのこの書きぶりだと、
0:51:14	市長は、こういう押せ、防止措置を講じた上で、
0:51:19	ていう誰々課長が何をやるっていうのが、ちゃんと明確になってるんですけど、それに対して今の 7 項の方は、これはだから、

0:51:30	この前提条件が書かれてるんですけど、あくまでもこの四、五は放射線科管理課長で、
0:51:37	だからこの前提に書いてあることっていうのは、どこで担保されているのか。
0:51:44	それが簿だ。本来であれば
0:51:49	そういう、
0:51:51	今、昔、51条のようなところで、
0:51:55	担保するような話だと思うんですけど、それを、
0:51:59	この
0:52:01	平成12年の交付体制によって、保安規定を変え、書きぶりを変えたときに、
0:52:08	こういう
0:52:10	今までの、だから、
0:52:14	なんですけどその各課長がやる義務っていうのは、この100条7項のこの括弧、前提条件、
0:52:22	の記述で読むというふうに、そういうふうに解釈されて、保安規定を変え、変えていたというふうに考えてよろしいんですか。はい。
0:52:36	ですから、何が言いたいかという、もともとは51条のところで解釈してましたって言ってますよね。
0:52:44	85ページの、
0:52:48	85ページに、もともとの、だから、そのSGの蒸気発生器の時には、
0:52:54	この51条の、
0:52:56	各課長が、
0:52:58	だからその答えをちょっと聞きたいんですけど、ここの、どちらの方で解釈してたのか。百瀬。
0:53:05	の広がり方する措置を講じた命令なのか、その保管するのか。
0:53:10	どこで解釈をしたのか。
0:53:16	関西電力の福原です。昔の51条。
0:53:21	括弧室長は放射性固体廃棄物を次の各号に定める方法により、他また廃棄するっていうところはですね、今の100条の2、
0:53:33	だと思ってまして、ここで括弧市長長谷金さん、110-2を読みますと、次に各課室の中に定める放射性固体廃棄物の種類に応じて、それぞれ定められた処置を施した上で、当該の施設にちょうどまた保管すると。
0:53:49	これはそのまま今の形、引っ越ししてきてます。で、そうしたときに、運搬、
0:53:56	云々する場合の、その義務といいますか実施事項についてはですね、この100条の2の第5項に、

0:54:08	室長が管理区域外に放射性固体廃棄物を運搬する場合は、次の措置を講じ、運搬前にこれらの措置、実施状況を確認すると。
0:54:21	いうのがありまして、これは管理区域外に運搬するものについてこの(1)から7までのそのミッション後に定めています。その一方でですね
0:54:33	ちょっとその当時の二つ目、あれですけどもわからないですけどほぼ、管理区域内の本館については、
0:54:43	現状でいきますとこの管理区域外への運搬っていうものと、そのまま並ぶような形ナベタというような形での情報というのはなくてですね、そこについては、この今、
0:54:55	100条の2の第7項、
0:54:58	で言うところのここはこの放射線管理課長はっていうミッションになってますけども、そのなかノ場建設の中で、括弧室長が、
0:55:08	第106条の1個しにくい久野アリマ小山内パニック域で移動する場合、
0:55:17	こういうことを守りましょうというところを定めていて、いや、他のそうなんだけども各課室長じゃ何をするんだっていうところは、基本的には各社のその社会標準下部規定で定めているもの。
0:55:31	に沿ってやっているというのがまず、今の現状実態としては、私にはそうなっています。1月にはちょっと訂正をお願いし、
0:55:41	年齢からちょっと今の説明は、何回も聞いているからわかるわかってるんですけど、その51条の85ページの、
0:55:52	このだから、今の規定が入る前に、
0:55:55	この蒸気発生器の一時管理区域を設定した運搬っていうのは、85ページの51条の(3)で読んでましたっていう、ご説明ですよ。
0:56:12	ここは浅利福地がついていて、齋木岩下に書いてあって、51条の(3)のところで、
0:56:22	一時的な管理区域を設定して運搬というのを呼んでたっていうことなんですよ。
0:56:28	だからこの*1の根拠条文をつけてるんですよ。
0:56:36	違うんですが、この浅利知久一井です。
0:56:40	小野田大柿店のこの商品をつけてる出資については、
0:56:47	一緒ですね、こちらは
0:56:52	放射性固体廃棄物と39。
0:56:55	古藤D、当時の10分、
0:57:03	田名アノですんで、これを根拠にしてたんじゃないですか。
0:57:13	大規模、
0:57:15	管理、
0:57:18	そういう意味ではこれ根拠。
0:57:20	にしておりまして、出してたんであればこの文章の中で、どこをどの部分で読んでたのかっていうのを聞いている。

0:57:28	今富崎さんのご質問は、この 51 年が違う。衛藤平成 6 年当時のこの運搬において、
0:57:40	閉各課室長がその運搬にあたってどんな措置をしていたのかっていうところを、当時はこの 51 条で呼んでましたっていうつもりで、関西電力は今日資料付けてきたんでしょっていうご質問なんですけど、それはどうなんですか。
0:58:00	関西電力普通あるんですちょっと、すみませんちょっと再度
0:58:05	整理をさしていただきたいなと思いますこの※1 のところを根拠としていたところのちょっと再度整理だけさせていただければなと思いますすみませんちょっと。
0:58:16	ごめんなさい。今日ちょっと再度確認させていただきたいと思います。
0:58:25	あのですね、基準とかですね。なるほど。
0:58:28	これが会合でもう管理官から申し上げたと思うんですけどこの 100 条の団体なのかっていうのは、本当直接的にここで根拠として読めるんですかっていう話んなってると思うんですけど。
0:58:43	他の条文で、今回の運搬についての、管理企画課長の責任が読めるような条項っていうのは、
0:58:56	ないんでしょうか。
0:58:58	そういう質問をしています。それで、我々ちょっといろんなところを今呼んでるんですけど、
0:59:04	ずばりですね、当てはまるところがなかなか難しくないんで、そのよ、4 としたらここなのかなっていうような、いうようなイメージを持ってるんですけど、
0:59:18	その過去はどうなんですかって聞いたら蒸気発生器の場合はここで呼んでましたっていう情報我々、そういう説明だったと思うので、
0:59:29	思ったので、今、それをちょっと確認してる場所なんですけど。
0:59:35	Dだから、ここも基づくものがありませんでしたっていうものなんですか。一応、ここ、ここを根拠にしてきたんだけど、明確ではなかったんで、
0:59:46	平成 12 年の改正で追加されたところを、
0:59:52	公表しましたとかですね、そこら辺を経緯をちょっと確認したいというのを、
1:00:03	関西電力のカミイチです。ご趣旨と理解し、理解いたしました。
1:00:09	ちょっと私の認識、今から整理するんですけど、
1:00:13	もう平成※1 っていうのは、当時、固体廃棄物の管理というところで書いてあったものをただ書いてあって、
1:00:22	ここは運搬をここで呼んでたっていうわけ。ここの整理が必要なんですけど、明確に書いてなかったと。で、平成 12 年以降の改正でもって
1:00:34	7 行新たに追加されてそこで、そのまま読んでみると、そういう整理になっていると思ってますので、ちょっと技術関係確認して、資料の方にも、

1:00:45	ちょっと誤解を招くような注釈になってますので、ちょっとそこは整理して、
1:00:52	修正したいと思ってます。
1:00:55	規制庁、岡崎です。ちょっとそこはちゃんと調べられた方がいいと思うんですけど、別にこれを根拠にもできると思うんですよ。
1:01:04	これがちょっと言葉だったの。
1:01:08	こういうのがどこに読むかっていうのはわからないんです。この今の規定だと、今は答えです。上で、
1:01:17	以下の
1:01:22	ただいまの柿木谷津を各監視 1 項で各課室長は次に定める放射性固体廃棄物の種類に応じてそれぞれ定められた所、それを施した上で、その内の、
1:01:35	の廃棄施設等に貯蔵型オカするっていうのが書いてある。これが全部この固体廃棄物の処理も含めた管理っていうのはこの条項で、
1:01:47	説明されてるんじゃないかと思ってんですけど。
1:01:50	その中で、じゃあ、具体的に、今回の
1:01:57	廃棄物については、
1:02:00	あれですね。
1:02:02	原子燃料課長は、
1:02:06	汚染の広がり。
1:02:08	バーナブルポイズンについては、その広がりを防止する措置をした上で、放射線管理課長が蒸気発生器ユフからこの補完するって書いてありますよね。
1:02:20	だから、ちょっとこの度、上部、100 条の 2 の中のどこで読むのかですね。
1:02:29	という、というのを、だから
1:02:33	読めるんだったらそれ今来て読みますよって読めなかったらどうかわかりませんっていう
1:02:39	おっしゃられるように、そこでは明確にしてなくて、
1:02:47	その中のだから、7 項ですね、7 項の中で、
1:02:52	明確にしています。
1:02:55	7 コウノさっきの
1:02:57	各課長が管理区域内で何とかやる場合っていう、そこで明確にしていますとですね。
1:03:05	そういう、
1:03:07	もうちょっとちゃんと、
1:03:10	確認したいと思ってんですよ。

1:03:13	だから、どっちでも良いよ、二つとも関係しますっていう整理もあると思うし、まず
1:03:23	運搬って書いてないからもう、あれですね、一方の、今回変更があったところ、ここは関係ありませんっていう
1:03:30	整理されるのかっていう。
1:03:33	ちょっとそこはちゃんと
1:03:36	慎重に考えられた方がいいんじゃないかなと思ってます。
1:03:43	関西電力の福原です。
1:03:47	わかりました。今はこの 100 条の 2 の第 1 項の 2 行。
1:03:54	ここ今、
1:03:55	米田さん努力いただきましたけども、ここで読むっていうのもあるっていうことなんですかね。いやこの間の会合でいきますと、
1:04:05	ここは基本その貯蔵とか他の話を書いてありますよねと。一方で、審査基準でいきますと、保管、ちょうどほかにとか具体的な感じなりに分担に関し、
1:04:19	放射線安全上の措置が定められていくことっていうその夜行分のこの運搬に関し、衛藤土地が定められているんですか。今の申請判定では、読めないですねっていう指摘だったと我々受け取ってるんですけども。
1:04:35	そこを今、我々としては、この 100 条の 2 の第 7 項の城建設みたいな部分のところで、4 ですよという説明を我々してるんですけども、
1:04:49	いや、そうじゃなくて、この 100 条の 2 の第 1 項のところで、ここで音波も含んで定めてるんですよという、ご説明もありだということでしょうか。
1:05:04	規制庁の所ですけど、ありというかそういう、それはその考え方を説明してくださいっていうのは、我々聞いているだけで、我々がこういう生成じゃないと駄目だとかですね。
1:05:17	こういう整理してくださいっていうのを言ってるわけじゃないです。で、少なくとも今その 7 行っていうのは、放射線管理課長が集合希望になっているので、
1:05:27	その下部課長がやる理由として、ここが条件が、かつ汚れたっていうんだっていうことは、本当にいえるのかっていうのが
1:05:38	あるので、そうでなかったらその他のところ、
1:05:43	他のところで、
1:05:44	別にこの 100 条の 2 じゃなくてもいいんですけど、他のところで例えば管理区域内作業みたいな規定があったらそこ、そういうところで読むとかですね。
1:05:54	そういうのあるんですかっていう質問なんですよね。
1:05:57	ねえな、何だかないんだったらないで、そしたら
1:06:03	明確化が必要かっていう話になると思いますんで、

1:06:10	だからそれぞれこれ審査会合の議論の
1:06:14	してたところなんです。この 7 号の下、
1:06:19	ここで読みますっていうのは説明ありましたから、本当そこで適当なんですか。でもそれ以外に、この各課室とか、今回運搬することをカバーできるような、
1:06:29	規定ってのはあるんですかっていう。
1:06:32	それも調べてくださいってことだったと思いますので、
1:06:37	ここではないんです。この 117 行で 40 ですなんでしょ。
1:06:45	関西電力の福原です。今のご質問へのご回答としては、他の情報ではなくて我々として問題 7 項の条件設定の部分で 4、加古層という
1:06:56	はい。業務課としてきたというのが
1:06:59	局長の方。儘田。ただちょっとご意見踏まえてですね、ちょっともう一度整理をさせていただきたいと思います。はい。そういうお答えだったっていうのだったらそれで結構です。ですから、
1:07:12	この 85 ページで、この浅利津久井期っていうのはこれはもう、関係ないですよ。ここ、この条文で、解釈したことはないですっていう。
1:07:23	そういうお答えであれば、もう、
1:07:29	この規定は東京部分にならないというふうに、事業者は考えているってことだと思いますので、
1:07:37	交付資料にこう書いてあったので交換根拠条文だと思ってたんですけど、結構がだから、どっちなのかなということを確認したかった。
1:07:54	関西電力の小原です。
1:07:57	この過去の大型物品の事例において、平成 6 年の蒸気発生器のところに *1 をつけて、
1:08:07	当時の 51 条の条文をつけている意味としては、当初これで運搬上のミッションをここで書いていたという意味ではなくって、当時のその固体廃棄物の管理の業務としては、この 51 条でしたというだけでちょっと言われんとしていただければというのが、
1:08:27	我々としての時間、はい。
1:08:34	わかりました。そう。そういうご回答ということで、
1:08:38	ます。ちょっとその上で、
1:08:42	我々は、
1:08:43	ちょっといろいろ検討したいと思います。で、あともう 1 個ちょっと事実確認なんですけど、
1:08:51	この蒸気発生器とか、宇和豚っていうのは、今回みたいに、その運搬容器とか施工 2 とかで取って、こんなようなものではないですよ。
1:09:04	ないです。で、
1:09:05	それは、
1:09:07	多分、

1:09:09	運搬の基準で、容器に入れるか、大型のものっていうのはそれ、湯容器に入れないでびっくりとかしてくれば運べるっていうものだと思うんですけど。
1:09:21	そういう運搬容器に入れないで箱、大型として運んだっていうふうに考えてよろしいですか。
1:09:29	関西電力の菅です。
1:09:31	今の今回の通り、具体的にはですね、上記アセツツっていうのは、大型の容器が出ますので、
1:09:39	接液不能アノ配管とは、シールプレートで、
1:09:44	溶接としてmixiて運ぶとで、
1:09:48	原子炉容器は具体についてはこれは容器に入れてやる。
1:09:55	汚染物質の散逸防止対策を講じた上で運んでいるというところで、こういうの対象にはなっていないという。
1:10:05	戦略わかりましたそれで、その線量はあれですか
1:10:12	容器に入れた場合はその表面で2ミリとか、あと1メートルで100マイクロって基準があるんですけど、
1:10:21	容器なんか入れない場合の基準というのは、
1:10:25	何かがあってですんで、それを満足できなかったから1時管理区域の設定では困難ですか。
1:10:33	管理区域外の運搬ではなくて、1時管理区域の設定で運搬した理由なんですけど、
1:10:45	粉碎電力の確立ですけれども、この85ページに書いています知事管理区域を設定して、4番というところでは、その対象物の、
1:10:56	代表面、線量またハットリメーターの作業を測定して、運搬基準であるビーカもしくは、あと1メートル、0.1ミリ以下、
1:11:07	これを満足していないっていうことから位置的な環境を設定したと。先ほど、もう1点の6原子炉容器んは豚も先ほど、
1:11:19	ご説明した通り、要素を入れてますので、容器表面上で同じような基準は満足していないので、一時的な管理区域を設置しておりました。普通、
1:11:32	よくあれば、もう。わかりました。で、ここの真ん中のあれですね、この1時間に区域を設定しなかったのが、
1:11:42	これは線量が低かったからっていう、たみその基準はもう外、頑張っって、
1:11:49	事業所内の管理区域外運搬の基準は満たしたから、それで運んだっていう、そういう理解でよろしいと。
1:11:57	関西電力の河口です。その理解です今回のBPでも、コンクリートっていうのは、自主的な管理区域を設定しない。
1:12:08	テーマは組んでございますけど、線量でもってコア基準を満足していたため、それを設定し、一時的な管理っていうを設定せずに運搬したと、そういうことになってます。

1:12:23	はい、わかりました。
1:12:25	あとちょっと違う。これはすみません、公明はですね、高浜ですよ。
1:12:30	美浜で、いいですね、どんな炉内構造物を、
1:12:37	やっぱり運んだことがあると思うんですけど、
1:12:40	そそれを、あれですかセツツ購入は取れなくて同じような形で、
1:12:49	関西電力の管理です。ご認識の通り、美浜3号機のCRアノ場内構造物取替工事、再稼働時にちょっと、
1:13:00	申請してございますけれども、その時も元資料要求は宇和分だと同じような対応をさせていただいて、
1:13:12	原子炉容器は、
1:13:17	一番4号炉三行の、すみません。
1:13:20	最後の原子炉要求から同様の対応で、一時的な管理区域を設定してお力してございます。
1:13:28	わかりましたが、ただ、今回みたいに、だから、施工人で要求空間用地を、
1:13:36	作って運ぶってというのは、ここ初めてってということでよろしいですか。
1:13:43	すみません、高浜発電所の吉野ですけどもすみませんこちらから補足させていただきます。江藤ミヤマ氏のCIRの時は、設工認を取得し、物販させていただいております。
1:13:56	ていうのがですね1020年前後あたりの法令改正に伴いまして、別表改正に伴って、固体廃棄物の高線量物。
1:14:07	についても病気分については購入を取得するような形でこれがなっております。それ以降の工事で弊社においてはM3のCIRと、高浜の減量BPOについては設工認の対象となりましたので、申請させていただいて運ぶこととなっております。
1:14:24	ですので、過去のFGRとかVR体験、ここでございますが、AとBグループにあたっての施設工事の取得せずに、維持管理区域を設定して運搬しているという形になってございます。
1:14:36	はい。配りました。そうすると、だから、ここなんですかそのミヤマのCIRは、今回と、
1:14:46	同じように、
1:14:48	線量の基準は超えていて1時管理区域の設定で運んで、こんなんです。
1:14:55	関西電力の川満です。先ほどすみません、私購入してちょっとご説明して申し訳ありませんでした。今のご質問につきましてはその通りでございます。はい。
1:15:07	議長のトガサキです。やっぱりミヤマの方も同じ所、保安規定の条文で、同じ解釈。
1:15:15	同じだから、今で言うと、

1:15:18	100 条の、
1:15:20	第 7 項のところ、4 で運ばれたっていうことでよろしいですか。
1:15:27	関西電力の管轄です。その後の認識で、
1:15:31	間違えないオオクマトガサキじゃそれでしたら、ちょっとそこはちょっと他のプラントにはなってしまうんですけど、その情報を追加していただくということは可能ですか。
1:15:44	かつ準備中です。はい。追加させていただきます。
1:15:48	はい、じゃあお願いします。伊勢公認で取得して今回同じケースだっというのわかるように、
1:15:56	対キーをお願いしたいと思います。
1:16:13	はい。
1:16:17	規制庁の福原ですけれども細かいところに、
1:16:21	細かいところはない。
1:16:25	江藤、81 ページの紙 81 ページの、今日、
1:16:30	81 ページの表がある、ありますので、右の列の例えばとか放射線管理業務所則。
1:16:41	終業の射殺ってというのは括弧の中に書いてありますんで、実際は作業計画ですよというご発言だったと思います。要は、所則が変わるわけではなくって、
1:16:54	作業計画に書く内容がここに書かれていると、こういうことを作業計画書に書きますよっていう、そういう理解でよろしいですか。
1:17:03	浅利藤城さん、麻生その通り。
1:17:06	わかりました。ちょっとその、
1:17:09	これをぱっと見るとですね所則が変わるのかなって思ってしまったんでちょっとそこだけの確認。
1:17:14	をさせていただきました。
1:17:16	後から見るとですね、これ所則が改正されたのかなっていう感じがするかもしれないんで、
1:17:22	思っていました。だからどうこうしろっていう話ではなくって、要は他の電力さんがこれ、私将来見た時、
1:17:30	これで所則変えたんだと思ってしまうのかな。そこだけです。以上です。
1:17:49	関西電力の
1:17:52	ここの今の右側の欄、ナカヤノ確認申し訳ない。
1:17:56	今、
1:17:58	月岡さんおっしゃられたように、例えば上から 3 行目、(2) 容器の水資源でありますけど、ここに他、高浜発電所、放射線管理業務所則、
1:18:11	であって、明治の営業課長は、発熱検査医師これ転倒防止を講じるっていう、この三行が閉止年間放射線管理業務所則に、今書いてあるわけではまずないし、公開性しますという意味でもない。

1:18:26	いいですね。はい。はい。で、根井。
1:18:31	所則に書いてあるのはコードの各課室長は、
1:18:35	ていうことが重ねてあるだけであって、ほんで今回の場合でいうと、各課室長はっていうところが、原子燃料課長になりますので、放管業務所則の意味が、こういう作業という意味になりますと、
1:18:49	いうのは今日の方のご説明資料だと理解しているんですけど、そういう理解でいいですか。
1:18:58	同じく週末、
1:19:01	規制庁、川瀬、もしそういうことであれば、今回は本
1:19:07	補足説明資料で、例えば 80 ページのところ、各課室長は原子炉営業課長ですってということっていうのは、
1:19:17	何か何で担保されるんですか。
1:19:20	どういう規定で担保されるん。
1:19:28	関西電力のフクハラところはですね社内の業務文書、基本的なものがあります。メール課長は、今ちょっと色っていうものをちょっと持ってきてませんけれども、
1:19:42	納入内挿物の取り扱い云々ということが職制上決まっておりますし、あと今回その辺はバーナブルポイズンの運搬、
1:19:52	ああいう工事にあたっては、業務所掌を明確にした上で、工事管理以外とか、事業本部の方から出しますので、そこはもう所内でもこれ市野課長だよねと。
1:20:04	いうところは認識は十分されることかなと思います。
1:20:10	規制庁のトガサキですね例えばですね 79 ページ、その前のページにある、
1:20:16	一時管理区域の設定っていうのはこういう形で、ちゃんとやりますっていうですね。
1:20:22	そういうのがこの施設購入時にも示されてるんですけど。
1:20:25	この運搬の菅責任者。
1:20:31	誰なのかっていうのは、今だから、81 ページに書いてあること。
1:20:36	どういう形で、
1:20:40	書類に書かれるのかっていう。
1:20:42	いうところがちょっと不明確だと思います。特にですね、
1:20:46	ここの、
1:20:48	一番下の 100 条のところは、これはその主語が書いてなくて、
1:20:53	線量を測りますとおっしゃってるんですけど、ここに計画するっていうふうには書いてないので、
1:21:01	どう、誰がですね、何をやるっていうことを、どういう、どこに規定されるのかっていうのが、ここには書いてない、ないです。
1:21:13	それはどういうところに書かれるんですか。

1:21:19	一番下の 100 条の 2 のミウランのところ、他がですねみんな原子燃料課長っていうの書いてあるんですけど、
1:21:28	一番下の百貨の右の欄の一番下は放射線管理課長はっていうことで書いてあるんですけど、
1:21:39	その上ですね、上は主語が書いてないです。誰が線量を測るのかってのがわかかわからないです。
1:21:50	レベル 2 週ですね。これ放射線管理か。
1:21:55	が、設定するというので、
1:21:58	構成管理課が、
1:21:59	計画書を所長がでしょう。
1:22:03	ということで、
1:22:08	74 ページ。
1:22:13	表 1 の左下の計画、
1:22:18	もらう長崎漏れ。
1:22:22	すみません、ちょっと小高はほぼ放射線管理課長までいいですかね。
1:22:29	はい、そうそう。うん。その時に、ちょっと関係をちょっと教えてもらいたいです。例えば、
1:22:37	上にですね、(5)の対応でミナミ人を配置するという、だから電子燃料課長ミナミを配置するっていうことだと思んですけど、この一番下の 2、放射線管理課長は、
1:22:50	イシイ的に管理区域を設置するにあたって、監視員の配置、線量の測定について計画するって書いてあるんですけど、
1:23:01	この計画をするのが放射線科長で、実際に計画に基づいて、
1:23:08	2 割を配置するのは、原子燃料課長の職務だというふうに考えてよろしいですか。
1:23:16	加瀬弁理士長谷麻生です。
1:23:20	そこでそうするとこんな立ち入り制限とかいろいろ
1:23:28	書いてありますけど、これがみんな経営計画は放射線管理課長が立てて、それに基づいて、原子燃料課長が、
1:23:41	その作業をするっていう、
1:23:43	そういう二段階になってるという理解でいいんですか。
1:23:50	関西電力、
1:23:54	この
1:23:55	一時的な管理区域の設定。
1:23:59	と、この
1:24:00	記載のような実行に関しては、
1:24:03	放射線管理課の方で、
1:24:05	はい。

1:24:06	実は、
1:24:08	承認手続きをとりますが、
1:24:11	作業計画書の方、
1:24:13	これ
1:24:15	原子燃料課の方で、
1:24:19	です。
1:24:21	を行います。つまり、工事、一連の手続きですね。
1:24:26	こういった内容の工事で、作業計画書としてどう、
1:24:31	被災で承認する。
1:24:35	下水道、
1:24:39	言ったらその規制庁の、
1:24:42	外崎です。計画とこの実施のちょっと関係がわかんないのと、あと特にこの表記の線量測定っていうのはだから、
1:24:50	K架空は放射線管理課長がするんですけどその実際測定は、どっちの課長がやるっていうのが明確になってないと思うんですけども、
1:25:04	ゴコウ測定、飾るにしろ、測定は、放射線管理実施、
1:25:11	そうしたら、ナカセです。そこに書いてもらった方がいいんじゃないかと思えますけど、計画だ、放射線管理課長は、だからこの一時管理区域の設定の計画を、
1:25:24	立てて範囲と聞いて、で、
1:25:28	あれで1時間ある時はここですっていう設定までは、
1:25:33	放射線管理課長なんですか。
1:25:35	それぞれで、実際にナカセ専用、
1:25:39	一時管理区域の境界とか、あと、容器の表面とか線量を測るのは、放射線科、課長で、でもその2割の配置とか、
1:25:50	そういう車両の積み付けとか、そういうのをやるのは原子燃料課長。
1:25:55	そのちょっと役割分担がちょっとよくわからないんですね
1:26:00	で、それを、だから何を書くんですかっていうのがわからないんですが、この
1:26:06	所属とかには、多分そこは書いてないわけですよ。
1:26:10	だから何か計画を立てるんだと思うんですけど、確か歩アノ設置時は、
1:26:18	74 ページのところですね。
1:26:22	こういう
1:26:24	計画と、
1:26:27	だから計画団体実施段階というのがあって、こういう計画段階ではこうやります、実施段階でこういう様式を作るとかですね、そういう具体的に書いてあったので、

1:26:37	これをもう少し
1:26:41	81 ページの方も具体的に、
1:26:44	書いてもらえばわかると思うんですけど。
1:26:51	訪ねてくるニシダつって、承知しました。
1:26:54	あとですね、ちょっともう1個が、ここの81ページの表がない話が、
1:27:00	さっき説明あった83ページの、
1:27:03	フジイさん84の、この特別そちいにはならないっていう。
1:27:09	確認なんですけど、この確認は誰がやるんです。
1:27:17	その確認と、だから確認は多分だから、1.6mSvうっていう話なので、放射線管理課長が測定を、医療費の測定をしますよね。
1:27:28	ちょっと今一部超えてますよね。その時になんだけど、1人が超えてるんだけど、朝のミーティングで時間近づかないように言うんですよね。
1:27:40	それはだから、どういうだ、誰がそういう
1:27:45	そういうあれですよ。
1:27:47	判断して、このただし書きは適用しませんっていうですね、そういう判断をするのか。
1:27:55	実際の行為と保安規定のただし書きの適用の適用の判断ですね。
1:28:02	それを、だとどういう。
1:28:04	自治体増えてやるのかっていうのと、あと、どういうふうにそれを計画立てて、どういうふうに実施。
1:28:12	させるのかですね。
1:28:15	どう同意して、文章に基づいてやるのか。
1:28:19	ていうので、明確になってない。
1:28:30	全然、西浦です。高浜と城カドイさん、すいませんこれ放射線管理課長が、
1:28:39	当日、
1:28:44	データをもとに、判定すると思うんですが、いかがでしょうか。
1:28:52	高浜線所から久慈さん。その通りです。はい。個人管理課お願いします。
1:28:58	長藤です。
1:29:01	放射線管理課長とか測定はしますよねで1ミリ超えますってなったときに、運転手さんとかに近づかないでくださいとかっていうのは、
1:29:12	放射線管理課長なんですとかそれとも現地燃料課長なんですとか。
1:29:20	中浜発電所のカドイです。放射線管理課長が指示を出します。
1:29:27	麻生規制庁トガサキそうするとちょっとですね81ページの
1:29:34	管理、レジメの課長の
1:29:37	この作業っていうのが、

1:29:43	例えば、この後(5)ですよ。
1:29:46	のフォロー、
1:29:50	この間、関係者以外の人みんな範囲ないように、その立ち入り制限とかするのは、
1:29:56	原子力課長、運転士さんとか或いは作業に関わる人の管理っていうのは放射線科長がやるんですか。
1:30:10	高さんにします。被曝線量か。
1:30:15	構成なり、
1:30:19	わかりじゃちょっとそこをもう明確に、
1:30:23	説明をしていただいた方がいいと思うんですけど。
1:30:26	いかがでしょうか。
1:30:30	資料、
1:30:36	すみません、関西電力の島ですけども、先ほどのですね役割の話だと思んですけども、資料の 78 ページ。
1:30:48	ドライの方にですね今回の管理部長会であったり、つまり研修というふうな記載があるんですけども、こちらの方で資格、先導、
1:30:59	順番通りですね、とあと丸の方の、こちらのページ、こちらの方が原子炉課長。
1:31:05	の運搬にかかる作業だと思ひまして、
1:31:09	三角ですね、こちらの方が放射線科に、
1:31:13	ヨシノアノ市橋の岩上栗城の話をしていく。
1:31:20	すみません、室長のトガサキです。78 ページの、ここの、
1:31:25	3 角の 1 と四角の 1 と丸の 1、
1:31:29	納官管理は放射線管理課長が選べるんですか。
1:31:37	だからその非従事者、
1:31:40	等放射線医療従事者って書いてある。
1:31:44	人はみんな放射線管理課長が管理する。
1:31:48	こちらの方、感染力ますけれども、こちらの資格と、船頭運転手、は、現地の方、
1:31:57	その参画につきましては保守センターに、
1:32:01	この後、一時管理区域設定を、
1:32:15	ちょっとそこがちょっと、あの人の、ちょっとそこがちょっとよくわからないので、ちょっと整理してもらったほうがいい。
1:32:28	本当特にだから、何が言いたいかっていうと、そういう、
1:32:33	さっきの 81 ページのところの、
1:32:38	右下のところはこれ放射線管理課長が計画するって言ってたんですけど、特に線量のところですね生成量のところっていうのは、容器の線量、あとその線量の管理とかですね。

1:32:50	従事者とか、従事者じゃない人とかですね、その人の線量の管理っていうのを放射線管理課長がやるのか、ンシングちょっとよく、
1:33:02	わからないので計画がするって書いたんですけど、その実施が書いてないんで、
1:33:07	そこを明確にしてもらった方がいいんじゃないかと思います。
1:33:12	関西電力の小原です。もう、もう線量の管理はっていう、言われた、ご質問されますと、もう拠点も、それはもう法人管理課長が選挙の管理をする。
1:33:22	ここは間違いないと。
1:33:24	特に移るところだけですけど
1:33:27	特別の措置ですね、特別の措置は、
1:33:32	適用しないっていうことですね。
1:33:35	その前提として、
1:33:37	1ミリは超えるんだけど、
1:33:41	従事者が近づかないようにするとかっていうので担保するんですね。
1:33:47	それでただし書きを適用させるんですよね。
1:33:50	そこはちゃんと今回、
1:33:52	特殊な扱いになると思いますので、その測定とか管理ですね。
1:33:58	そのところはちゃんと明確に、
1:34:00	してもらった方がいいと思います。で、被ばくする可能性がある人っていうのは78ページの、
1:34:07	四角丸野処理すれば、
1:34:10	遺産相続の人は対象にならないんだったら対象にならない。
1:34:19	そこだから、ちゃんと1時間だから、管理区域の中で1mSv以上になると、特別な措置が必要になってきて、なってますよね。
1:34:30	78ページの図で見ると管理区域っていうのは、この青い線のところですね。
1:34:34	その中に入って、DBを超えるようなところは本当は、
1:34:39	加工、またさらに設けて、その制限とかをしないといけないわけですよね。
1:34:46	ただ、それを近づかせないから、
1:34:49	ただし書きを適用して、
1:34:52	特別の措置が講じないっていう設備が押されてるんですよね。それをどうやって測定してどうやって、担保するのか。
1:35:02	ていうのを、あと誰がそれをちゃんと確認するのか。
1:35:07	ていう説明を、
1:35:08	使わないと思いますので、
1:35:11	それを追加していただきたいと。

1:35:18	一緒です。わかりました。
1:35:39	あ、宮嶋です。お疲れ様です。テラノさん。
1:35:42	何かございますか。
1:35:46	寺尾です。いえ、特にありません。ありがとうございます。はい、ありがとうございました。
1:35:52	いろいろ、
1:35:54	資料の修正、
1:35:56	管理を今させていただきまして、
1:35:58	明確にするべきところが
1:36:01	あるかなと考えています。
1:36:04	なので
1:36:06	もう1回調べ、
1:36:10	そのあとまた、はい。スケジュールについては、
1:36:13	お知らせさせていただきます。当然通して何か監査銀行さんの方からございますでしょうか。
1:36:23	聞かせるにしろ、すいません。タカマツでしょうか。いかがですかね。ちょっと募集設定。
1:36:36	またカドイで特にございません。
1:36:39	あります。
1:36:42	はい。両方も。
1:36:45	十分、イイダですか。
1:36:51	事業本部の方は何かございますか。
1:36:55	住宅事業本部です。特にございません。
1:37:00	ありがとうございました。
1:37:02	それでは本日の高浜委員大城飯塚。
1:37:08	関西電力平です。すいません。本日いただいた事実確認の内容の確認だけさしてもらいたいと思うんですけど、終わった後、もう、
1:37:24	な、
1:37:25	絵とか写真とか、
1:37:28	すいません。
1:37:30	ここの中で、はい。
1:37:35	関西電力さんから本日のコメント等のと名をよろしくお願ひします。
1:37:40	はい。
1:37:42	はい。関西議事課のパスでございます。
1:37:45	内容としましては、まず保安で審査基準の要求事項に対する保安規定変更情報の整理の、

1:37:53	資料をつけてございますが、それについて、今回の申請で該当する該当する所要望はどれか。
1:38:01	変更変更なんだ。
1:38:04	有無だけではなくて該当するものはどれか明確に、
1:38:08	記載することが、
1:38:09	1 点目と認識しております。
1:38:14	2 点目でございます。
1:38:18	本
1:38:20	今回アノさん、過去の資料SGRとフジイRの方へさしていただきましたけども、今回多分、
1:38:27	設工認をとって運搬したミヤマ 3 号機のCRの記載についても、
1:38:33	押し込む。
1:38:34	と認識してございます。
1:38:39	そうですね。あと、ちょっと平成 6 年に行ってSGRの運搬時のその責任所管どこで漏れていたのかをちょっと、
1:38:48	確認すること。
1:38:49	というところで過去、過去の
1:38:51	ことについてはこの 2 点。
1:38:54	コメントいただいたと考えてございます。
1:38:59	続いてなんですけども、
1:39:01	1 ページの表の 1 のところでございます。
1:39:06	こちらの 100 条、一番下の 100 条の対比となって金曜日ページの安全措置のところなんですけども、
1:39:14	実質的な管理区域の設定が、
1:39:18	どうぞ。
1:39:19	責任者会の小中が明確になっていないんだという、自分を明確にすること。
1:39:26	と考えております。
1:39:28	続いて 3 項、
1:39:29	3、83 ページ。
1:39:33	決算時の責任者並びにイワマ具体的な措置を明確にする。
1:39:39	以上、計 5 件。
1:39:41	考えてございます。
1:39:48	規制庁のトガサキです今の 5 件で結構なんですけど、
1:39:54	この前のは今日の
1:39:58	質問の、
1:39:59	表の 8 番、9 番目ですね。

1:40:04	9 番目は、トレイ会合で、質問させてもらったと思うんですけど、
1:40:10	ここに、
1:40:13	実施されている 2 行の後に、
1:40:18	根拠となる保安規定の情報を明確にした上でっていうのをちょっと入れてもらったんですけど。
1:40:29	いたしました審査会合、
1:40:33	もう明確にした上で、説明資料、
1:40:39	示すことというコメントをして、
1:40:42	はい、以上です。
1:40:50	はい。江藤。本日出た当面については、
1:40:56	それでは、
1:40:57	本日の安定タカマツ院長減容SPARKLEと 3%にかかる
1:41:05	ヒアリング段階終了させていただきます。
1:41:07	ありがとうございました。